

共同相続された投資信託受益権の償還金等が口座に入金された場合の預金債権の帰属

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 平成 26 年 12 月 12 日

【事 件 番 号】 平成 24 年（受）第 2675 号

【事 件 名】 相続預り金請求事件

【裁 判 結 果】 上告棄却

【参 照 法 令】 民法 427 条・898 条・899 条、投信法 6 条

【掲 載 誌】 裁判集民 248 号 155 頁、裁時 1618 号 1 頁、判時 2251 号 35 頁、判タ 1410 号 66 頁、
金判 1458 号 16 頁、金判 1463 号 34 頁

LEX/DB 文献番号 25446820

事実の概要

1 (1) Xは、平成8年10月に死亡したAの子である。亡Aの法定相続人は、Xと、第一審で独立当事者参加の申出をしたBのほか、Cの合計3名であり、その法定相続分は各3分の1である。BとCは、いずれも上告審に係属した本件訴訟の当事者とはなっていない。

(2) 亡Aは、その死亡時において、販売会社であるZ証券株式会社から購入した複数の投資信託（以下「本件投資信託」という。）に係る受益権（以下「本件投信受益権」という。）を有していた。

(3) 平成8年11月から平成10年9月までの間に発生した本件投資信託の収益分配金及び平成16年に発生した本件投資信託の元本償還金は、Z証券又は同社を吸収合併したYの亡A名義の口座に預り金として入金された（以下、この預り金を「本件預り金」といい、その返還を求める債権を「本件預り金債権」という。）。

2 本件は、Xが、Yに対し、本件預り金の3分の1に当たる金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるものである。

3 第一審（徳島地判平23・12・22金判1458号23頁）及び原審（高松高判平24・9・11金判1458号21頁）は、本件預り金債権は当然に相続分に応じて分割されるものではないなどとして、Xの請求を棄却した。

4 そこで、Xは、本件投信受益権が亡Aの相続開始後に金銭債権である本件預り金債権になった以上、本件預り金債権は当然に相続分に応じて

分割されるというものであるとして上告した。

判決の要旨

「本件投信受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである（最高裁平成……26年2月25日第三小法廷判決・民集68巻2号173頁参照）。そして、元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人A名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の1人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができないというべきである。

これを本件についてみると、共同相続された本件投信受益権につき、亡Aの相続開始後に元本償還金及び収益分配金が発生して預り金として本件投信受益権の販売会社であるZ証券又はYにおける亡A名義の口座に入金されたものであるところ、共同相続人の1人であるXは、Yに対し、当然には自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができない。」

判例の解説

一 問題の所在

最高裁は、すでに、判旨に引用されている最判平 26・2・25（以下「2月判決」という。）において、委託者指図型の投資信託受益権が、相続と同時に相続分に応じて分割され各相続人に帰属するわけではないと判断している。その理由は、投資信託受益権が、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれているからである。ここでは受益権という権利内容の分析が重要な判断要素となっている。

判例は、相続財産中に金銭債権といった可分債権があるときは、その債権は法律上当然分割され、各遺産相続人が相続分の割合で権利を有する¹⁾とするが、相続開始時に不可分であった権利が、相続後に可分債権に転じた場合のルールは明確ではなかった。

本判決の意義は、2月判決からさらに踏み込んで、共同相続された投資信託受益権について、相続開始後に発生した収益分配金と元本償還金が証券会社の被相続人口座に入金されて預金債権となった場合、元本償還金請求権と収益分配請求権の両者ともに「受益権の内容を構成するもの」であることを理由として、当該預金債権は、相続分に応じて当然に分割されるわけではないとした。その結果、当該預金債権は準共有として遺産分割の対象になるとした点にある。したがって、2月判決と同じ理由から、預金債権化したものについても準共有の結論を導くのであるが、こうした判決の理由からは、なぜ、預金債権化したものについてまで、受益権の性質が及ぶのか、その理由は必ずしも明白ではないため、以下検討する²⁾。

二 当然分割帰属を否定する根拠

——受益権と受益権を構成する権利の関係

1 「受益権の内容を構成」することの意味

第一審及び原審では、まさに、本件預り金債権が、受益権の代償財産（原審の文言では、「投資信託」が本件預り金債権に転化するという表現になっているが、精確には被相続人が有していた受益権の

ことであろう。）であると理由付けることによって、本件預り金債権に受益権の性質が及ぶという結論を導く。

すなわち、第一審においては、「相続開始時において相続財産の性質を判断すべきである以上、現時点で金銭債権に転化したからといって相続開始時に遡って金銭債権となるわけではないから、この預かり金債権は、相続開始によって当然に分割される可分債権ではない」とし、また、原審においては、第一審の判断を受け継ぎ、「相続開始時において、本件投資信託は可分債権ではなく、遺産分割の対象たる A の相続財産を構成していたことができるところ、その後、本件投資信託が満期償還によって転化した預かり金債権についても、本件投資信託に代わるいわゆる代償財産として、当該遺産分割の対象となるものと解するのが相当である」とする。

他方、最高裁は、元本償還金請求権及び収益分配請求権が「受益権の内容を構成」することを、本件預り金債権について受益権の性質が及ぶ根拠とする。具体化・現実化していない元本償還金請求権及び収益分配請求権が、受益権の内容（投信法 6 条 3 項参照）となることは問題がないとしても、具体的に発生した償還金及び分配金が入金されて生じた預金債権についてまで、当然に受益権の性質が及ぶとはいえない。むしろ、こうした預金債権は受益権とは異なる独立した債権として扱うことが一般的である。そのため、本判決の結論に至るためには、①受益権とその受益権を構成する権利の関係、②さらに受益権を構成する権利が別の権利（本件では預金債権）に転じた場合の両権利の関係の 2 段階に分けて検討する必要がある。まず、①について検討し、②については三で検討する。

①に関連して、2月判決及び本判決より見えてくる最高裁の判断構造は、相続の対象となる権利の帰属を判断するに際し、たとえそれが金銭債権であっても、その権利を包含する地位の内容を判断して、その地位に分割を妨げるような要素（例えば、受益権の場合の監督的機能を有する権利）がある場合に、その地位と当該権利の関係性を考慮し、両者が分離できないほどの一体性を有する場合には、当該権利に、地位が不可分であるという性質が及ぶのである³⁾。

したがって、①につき、元本償還金請求権及び

収益分配請求権は、受益債権であり、これ自体は確かに独立の金銭債権であるとしても、信託財産から直接弁済を受けるものであり、さらには、受益権の定義規定（信託法2条7項）において明らかにされているように、こうした受益債権は受益権を構成する基本的権利である。そして、受益債権には、抽象的な償還金や分配金を受ける権利（地位）だけでなく、具体化・現実化した償還金請求権及び収益分配請求権をも含む。以上のような受益権の特徴から、最高裁は、元本償還金請求権及び収益分配請求権が具体的に発生した後であっても、それが受益権の内容を構成するものとして、受益権という受益者の地位から分離できないほどの一体性を有すると判断しているように思われる。このように、受益権に包含され、受益権によって属性を与えられた金銭債権であるということが、相続の結果として受益権を承継した相続人への帰属（当然分割帰属か否か）を判断する要素となるのである。

この点では、相続時において当然分割帰属の法理に服する預金債権との比較が必要である。預金債権については、普通預金口座の場合における①預金債権（残高債権）の取立権限と②口座の利用権限（②が預金契約上の地位）を分離することができる⁴⁾。他方で、信託の場合には、受益者の受益債権とそれを確保するための監督機能を分離して処分することができない。このような権利者の権利内容（及び権限内容）が、こと相続の場合における金銭債権の帰属に影響を与えるのである。

2 収益分配請求権は果実か

本判決は、受益権の内容を基準として、受益権を構成する受益債権にもその性質が及び得ると判断したものであるが、従来、分配金を果実として考える見解も主張されていた⁵⁾。そして、果実は遺産を構成せず、別財産として相続人の間で当然分割帰属するというのが最高裁の立場である以上、具体的に発生した分配金は相続人に当然分割帰属すると考える見解も見られた⁶⁾。

確かに、本件の収益分配金は、株式とそれに基づいて発生した剰余金配当請求権の場合と変わらないようにも思える。株式について見ると、配当決議によって具体的に確定した剰余金配当請求権は、株式とは別個独立の処分の対象となる⁷⁾のであり、こうした剰余金の配当は、株式の財産的

価値の一部実現であるとして株式の果実と扱われている（ただし、共同相続の局面で果実とする最高裁の判例があるわけではない。）⁸⁾。

しかし、山下純司・金法 2009 号 54 頁が「収益分配金を受益権の法定果実と見る発想はなく、元本償還金と同様の意味で、相続財産たる受益権の価値変容物と理解されているようである」と評価するように、本判決では、収益分配請求権が（具体化・現実化した収益分配請求権を含めて）受益権の内容を構成する権利であるとしており、果実とは評価していない。

三 元本償還金及び収益分配金の預金債権化

本件では、現実化した元本償還金請求権及び収益分配請求権に基づいて支払われた分配金及び償還金が、ともに被相続人Aの口座に入金され、預金債権となっている。ただし、Y証券会社のA名義の口座に元本償還金及び収益分配金が特定できる形で入金され、保管されている。

本判決は、受益権と受益権を構成する受益債権の関係から結論を導き出すものであると分析できるが、そうであっても償還金及び収益分配金が入金され生じた預金債権そのものが受益権を構成するわけではない。そのため、本判決は直接触れてはいないものの、受益債権が預金債権に転じた場合には、やはり第一審及び原審で示されたように代償財産であることを是認する必要がある。そうすると、相続開始時には被相続人の財産であったものが逸出しこれに代わる財産的利益である代償財産がある場合に、その代償財産が遺産分割の対象となるかという問題が生じる。

代償財産が遺産を構成するものか否かについて、最高裁の立場は必ずしも明確ではない。参考となる判例としては、相続人が合意により遺産を構成する不動産を売却した場合に、代償財産たる売却代金が遺産を構成しないとする最判昭 52・9・19（判時 868 号 29 頁）がある（以下「昭和 52 年判決」という。）。この判決を単純に解釈すれば、代償財産は遺産を構成しないというのが、判例の基本的な考えということになる。そして、遺産から外れた代償財産が金銭債権のように可分債権である場合は、その債権は各相続人の相続分に従って当然分割帰属することになる。そうすると、本判決において本件預り金債権が準共有であるとしたことは、この基本的な立場に反することになる。

しかし、昭和52年判決の事案では、全ての相続人が「合意」をしたうえで、当該不動産を「処分」していることから、昭和52年判決が、あくまでも合意に基づく処分により遺産を逸出した場合に、その処分により発生した対価も遺産を逸出すると判断したものと理解するならば、本判決のように、相続人の意思を介在せずに財産が転化した場合は対象外となる。このような理解に立てば、昭和52年判決において示された路線と、本判決の路線を整合的に説明することが可能である。

さらにいえば、本判決においては、原資が特定できる形で、被相続人名義の口座に保管されているのであるから、預金債権に転じたとしても、法的性質に変更はなく⁹⁾、受益権の性質を引き継いで遺産分割の対象となるといえる。この発想は、相続後に現金が、（遺産管理目的で開設された口座に入金され）預金債権に代わったとしても、遺産分割の対象から外れるわけではないとする最高裁の判断と軌を一にするものである（最判平4・4・10判時1421頁77頁）。他方、原資が特定できるような形で保管がなされていないような場合には、当初の財産の性質が否定されることもあり得よう。例えば、銀行口座に入金され特定性を失ったというような場合には、本判決の射程は及ばないものと思われる。

学説上は、相続財産の物上代位により、代償財産も遺産分割の対象となるとの見解が優勢である¹⁰⁾。すなわち、相続財産の物上代位により、償還金及び分配金が入金されて生じた預金債権が、当初の法律関係に組み込まれ、当初の受益権が準共有であったのと同様、準共有として遺産分割の対象となることになる。

四 共同相続における権利の帰属に関する判例法理と本判決の関係

本判決は、受益権という諸権利の総体である地位の内容・性質によって、その地位を構成する金銭債権についても当然分割になるわけではないとした判決であり、遺産の一体性が維持されるという意味では、民法906条に示された遺産分割において遺産を総合的に考慮したうえで一回的に解決することにつながる。そのため評価できる判決ではある。しかしながら、共同相続における金銭債権は当然分割され、かつ代償財産や果実を遺産分割の対象から除外するという形式的には明確な

判断基準と比較すると、本判決で示されたような地位に内包する権利に該当するか否かの基準は曖昧であるが故に、遺産分割対象財産性の判断に曖昧さをもたらす。本判決は、あくまでも投資信託受益権に関する判決だとしても、他の権利（例えば他の金融商品など）の共同相続の場合の帰属関係にも不安定さを持ち込むおそれを否定できない。

●——注

- 1) 最判昭29・4・8民集8巻4号819頁（不法行為による損害賠償債権の相続）。
- 2) 本判決の評釈として、山下純司・金法2009号（2015年）54頁、浅井弘章・銀法782号（2015年）64頁、藤原彰吾・金法2012号（2015年）4頁、長秀之・NBL1054号（2015年）92頁、松尾弘・法セ727号（2015年）118頁。
- 3) 中田裕康「投資信託の共同相続：補論とともに」金融法務研究会『近時の預金等に係る取引を巡る諸問題（金融法務研究会報告書(25)）』（2015年）48頁より示唆を得た。また、拙稿・重判平成26年度（ジュリ臨増1479号）87頁。
- 4) 森田宏樹「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人ほか編『信託取引と民法法理』（有斐閣、2003年）327頁。
- 5) 例えば、松本幸一郎「共同相続された投資信託の性質」金法1912号（2010年）63頁、堂園昇平「投資信託受益権の共同相続」銀法773号（2014年）15頁。
- 6) 最判平17・9・8民集59巻7号1931頁は、「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべき」として、果実である賃料債権は遺産に属さないとする。したがって、賃料債権の帰属につき、相続人の相続分に従って当然分割となる。
- 7) 江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』（商事法務、2015年）684頁。
- 8) 相続の局面において、株式の配当金が果実であるとするものとして、谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法（27）相続（2）〔補訂版〕』（有斐閣、2013年）309～310頁〔潮見佳男〕。配当金請求権が果実か否かにつき、会社法制定前に、株式質の効力が配当金請求権に及ぶか否かをめぐり議論されたが、現在、会社法151条1項8号に質権の効力が及ぶ旨規定されている。
- 9) 道垣内弘人・民法判例百選Ⅲ（別ジュリ225号）129頁。
- 10) 谷口ほか編・前掲注8）307頁〔潮見佳男〕、371頁〔伊藤昌司〕。